



子育て短期支援（トワイライトステイ）事業の利用案内



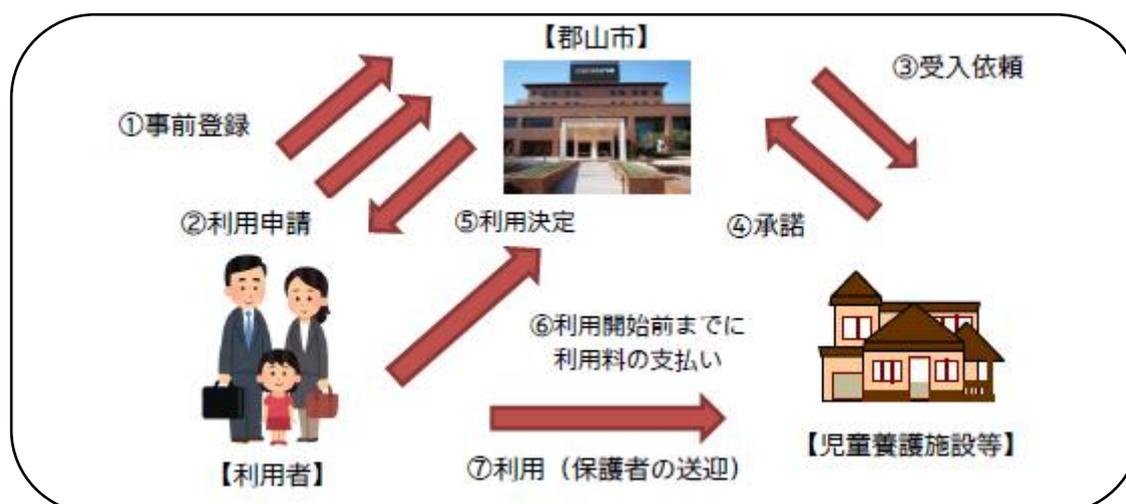
お子さんを養育している保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育を行います。

1. 対象者 市内に住所を有する家庭の18歳未満の児童
2. 利用要件 仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となる家庭
※利用の際は要件を確認できる書類が必要です（就労証明書、診断書、入院証明書など）。
3. 利用時間 平日：午後5時から午後10時まで
休日：午前8時から午後6時まで
4. 利用施設 市内の児童養護施設等
5. 1日当たりの利用料金

利用世帯区分		利用区分	利用者徴収額
生活保護世帯		平日	0円
		休日	0円
住民税非課税世帯	ひとり親家庭の世帯	平日	0円
		休日	0円
	ひとり親家庭以外の世帯	平日	300円
		休日	350円
その他の世帯	平日	750円	
	休日	1,350円	

6. 利用の流れ

次図のとおりです。まずは、こども家庭支援課こども家庭相談支援係（024-924-3341）までお問い合わせください。



7. 送 迎 利用施設までの送迎は保護者が行います。

8. 利用日の持ち物

- ・未就学児：着替え、タオル、おむつ、おしりふき、ミルク、哺乳瓶(利用児童のみ)
- ・就学児：特にありませんが、必要時、洗面用具（歯ブラシ、コップ）などをお持ちください。

※ 服薬中の薬がある場合は、送迎の際に施設側に十分説明してください。

※ 全ての持ち物に名前を記入してください。

9. その他

- ・施設に空きがない場合やお子さんやご家族が感染症の疾病を有している場合、お子さんに心身の障がい・心身の発達への不安などがあり集団生活に適應できない場合は、受け入れをお断りすることがあります。
- ・利用を決定する際、直近の課税状況等の確認を行います。転入等により本市で確認できない場合は、課税証明書等の提出を求めます。
- ・アレルギー等食事に制限がある場合は、事前に申し出てください。
- ・利用中、お子さんの健康状態によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。また、施設で集団感染等があった場合にも早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・利用期間中は、緊急時の場合に備え、必ず連絡が取れるようにしてください。

お問い合わせ

郡山市こども家庭支援課こども家庭相談支援係

〒963-8025 郡山市桑野一丁目 2-3 ニコニコこども館 2 階

TEL 024-924-3341 FAX 024-933-6665